

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

物件 番号	所在地	登記地目	構造	数量	都市計画上 の制限等	売却価格
「媒介物件一覧表（令和5年度第1回期間入札）」のとおり						

（注）上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な(1)の書類を、(4)に示すいずれかの方法により(2)宛に提出するものとする。

(1) 提出書類

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 国有財産媒介申込書 | 1部 |
| ② 法第6条の規定により交付された免許証（写） | 1部 |
| ③ 誓約書 | 1部 |

(2) 申込書等の提出先

関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（入札担当）

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

電話番号：048-600-1177

(3) 申込受付期間及び時間

申込受付期間：

令和5年8月22日（火）から令和6年3月7日（木）まで

（土、日、祝日及び閉庁日を除く。）

申込受付時間：

午前9：00から12：00及び午後1：00から5：00まで（必着）

(4) 提出方法

① 持参による提出

② 郵送による提出

郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。

③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合には、下記8の問い合わせ先に連絡すること。

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（入札担当）

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

電話番号：048-600-1177

以上公告する。

令和5年8月22日

支出負担行為担当官

財務省関東財務局総務部次長 長谷川 一彦